

特別職報酬等審議会を開催します

令和7年7月3日（金）
知事定例記者会見資料

総務部 人事課

中島・濱口

内線：60661・60662

特別職報酬等審議会の開催について

1. 特別職報酬等審議会を開催します

日時：令和8年7月9日（木）午前10時～

場所：奈良県庁 A41会議室

議題：県の特別職（知事・副知事・教育長・行政委員会の委員等）の給料の額について

2. 開催に至った経緯

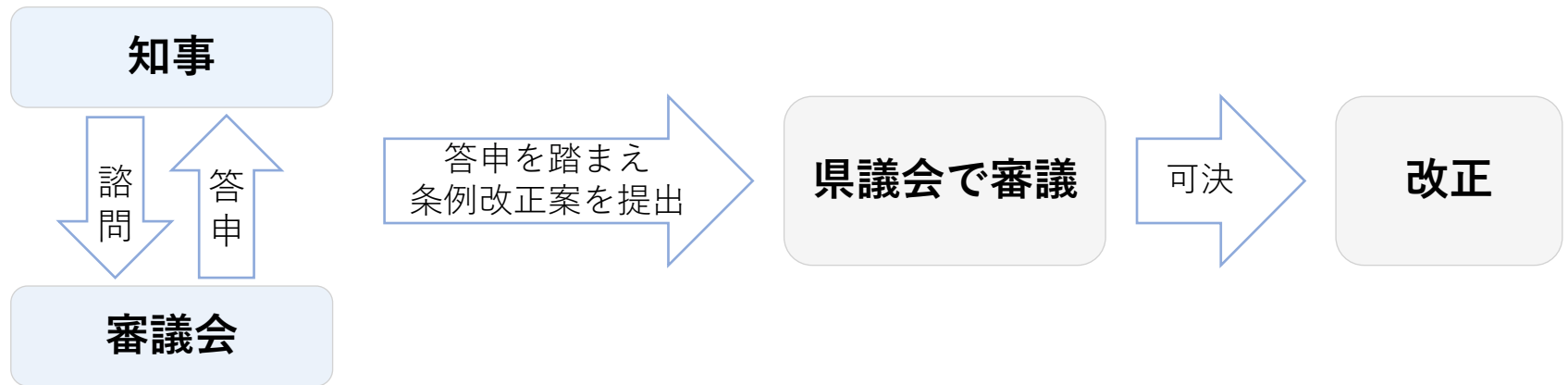
以下の動向を踏まえ開催

- ・ 県で前回改定した平成23年以降、15年の間に民間の給与動向との差が拡大
- ・ 参照している国の特別職（国務大臣、副大臣、大臣政務官等）の給料が、令和7年度の引上げにより平成23年の水準を上回ったこと

特別職報酬等審議会の役割について

知事は、知事等の給料に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとされています。

審議会は、知事の諮問に応じ、知事等の給料に関する意見を答申する役割を担っています。



○奈良県特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、奈良県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。